

業務指示書

ベトナム国職業訓練機能強化事業に係る準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年8月13日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年8月18日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：職業訓練分野の調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/事業計画/職業訓練）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：職業訓練分野に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画（機械加工）】

- 1) 類似業務の経験：職業訓練・高等教育機材分野に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教員技能訓練案/運営管理】

- 1) 類似業務の経験：職業訓練分野に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月22日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0048 円 , US\$1 = 103.41 円 , EUR1 = 138.49 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/事業計画/職業訓練
機材計画(機械加工)
教員技能訓練案/運営管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.38 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年9月5日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国職業訓練機能強化事業に係る準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/事業計画/職業訓練	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画（機械加工）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 教員技能訓練案/運営管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ベトナムは、加工組立型の製造業を始めとする輸出産業の好調を背景として特に2000年代は7~8%台のGDP成長率を記録し目覚ましい経済発展を遂げてきたが、近年成長率の鈍化が見られ2012年は5.3%まで落ち込んでいる。「社会経済開発戦略 2011-2020 (SEDS)」で掲げられている「2020年までの工業国化」という国家目標の達成に向けて、ベトナム政府は我が国の支援の下で工業化戦略を策定した。上述のような経済状況の下、工業化に向けた重点育成産業6業種(自動車、電子、造船、農業機械、農水産品加工、環境省エネ)を設定し、産業の高付加価値化を志向する中、機械加工、電気及び電子分野の人材需要や職業訓練のニーズが一層高まることが見込まれている。

しかし現状として、職業訓練機関の経営者・指導員の産業界の人材ニーズに対する認識不足、指導員の経験・技能不足、技能認定基準の不備、予算不足等が原因となり、その多くの機関で産業界の人材ニーズを十分に反映した職業訓練を提供できておらず、職業訓練機関のハード・ソフト両面の能力強化が喫緊の課題となっている。

ベトナム政府の「職業訓練開発戦略(2011-2020)」では、①労働市場のニーズに合致した職業訓練の実施、②職業訓練の質を国際レベルまで向上、③高い技能を有する労働者の養成、④職業訓練内容の共通化という4本柱を設定して取組を進めることとしており、2013年5月に労働傷病兵社会省(Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs。以下「MOLISA」という)はNo. 784/QD-LDTBXH号の決定により、2020年までに国際化を目指す職業訓練機関40校のリスト(以下「40校リスト」という)を作成した。

このような状況の中、2011年9月にベトナム政府より円借款要望リスト(大学10校、職業訓練校5校)が日本政府宛に提出され、その後のJICAによる調査結果を踏まえ、2013年2月に日本政府により協力準備調査の実施が決定された。職業訓練機関の機能強化・人材育成を行うことで、対ベトナム国別援助方針(2012年12月策定)で掲げる「成長と競争力強化」に貢献することが期待されている。

JICAはこれまで職業訓練分野において、技術協力プロジェクト「ハノイ工科短期大学¹機械技術者養成プロジェクト」(2000年4月~2005年3月)及び「ハノイ工業大学技能者育成支援プロジェクト」(2010年1月~2013年1月)を実施し、商工省(Ministry of Industry and Trade。以下、「MOIT」という。)傘下のハノイ工業大学(Hanoi University of Industry。以下、「HaUI」という。)

¹ その後大学に昇格し、名称を「ハノイ工業大学」に変更した。

において、機械加工、電気及び電子を主として、日本のポリテクカレッジ・レベルの職業訓練の提供を目指し、産業界のニーズに沿った教育訓練制度の構築を支援してきた。その結果、HaUI と産学連携を行っている現地の日系企業や卒業生の就職先から、HaUI が日本のポリテクカレッジ相当の能力を有すると評されている。しかしながら、これらの支援で培われた技術は今のところ HaUI 内での訓練に限定されており、ベトナム全体の職業訓練を強化するためには、HaUI の持つ知見及び経験を他の職業訓練機関へ移転・普及することが強く期待されていることが、2012年9月に行われた情報収集・確認調査においても確認されている。こうした背景のもと、HaUI で確立された機械加工、電気及び電子分野における職業訓練の知識・経験を国内の職業訓練機関に移転・普及するため、指導員を対象とした研修制度と体制の整備に係る技術協力プロジェクト「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」（2013年6月～2016年6月）を実施中である。

なお、ベトナムの投資環境を改善することを目的とし、行動計画としてまとめられた「日越共同イニシアティブ」フェーズ5においても、裾野産業育成の観点から、ベトナムに進出する日系企業が必要とする機械加工、電気及び電子分野を中心とした技能者養成の重要性が継続的に議論されている状況である。

2. 事業概要

(1) 事業目的

ベトナムの産業界の人材ニーズに合致した技能者養成機能の強化を通じて、質の高い技能者の供給向上を図る。

(2) 事業内容

日本のポリテクカレッジ・レベル（職業能力開発促進法施行規則第12条及び別表6で定める「専門課程」レベル）の職業訓練の提供をめざした、機械加工、電気及び電子分野における訓練機材調達（円借款事業）を行う。施設改修工事については、ベトナム側による対応を想定するが、本調査で改修・補修の必要性について調査を行い、スケジュール、経費概算などの結果を踏まえ、協力の要否につき検討する。

また、円借款にて資機材供与を行う職業訓練機関が、同資機材を有効活用して所期の目的を達成できるよう、指導員及び管理職の訓練やカリキュラム、シラバス、教材開発のための技術協力を行う。

(3) 対象地域

ハノイ市、ハイフォン市、ハナム省、ダナン市、ホーチミン市、ドンナイ省、

バリアブントウ省、ビンフック省

(4) 実施機関

労働傷病兵社会省 (Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs。以下「MOLISA」という。)(特に職業訓練総局 (General Department of Vocational Training、以下「GDVT」という。)) を主な実施機関とする。

(5) 主な関連事業実績

【技術協力プロジェクト】

「ハノイ工科短期大学機械技術者養成プロジェクト」2000年4月～2005年3月

「ハノイ工業大学技能者育成支援プロジェクト」2010年1月～2013年1月

「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」2013年6月～2016年6月

【個別専門家派遣】

「技能検定制度構築アドバイザー」2010年9月～2013年9月

「職業能力開発制度アドバイザー」2013年8月～2015年8月

【草の根技術協力】

「マイクロコントローラ組込み技術を利用したユーザーのニーズを満たすものづくり指導のための教材・教具、指導法とカリキュラムの開発」2009年4月～2012年3月

「ハイフォン市製造業の工場管理向上プログラム」2011年4月～2014年3月

「機械系技術技能教育の指導力向上プロジェクト」2013年6月～2016年3月

「ホーチミン市職業訓練短期大学におけるモノづくり人材育成支援事業」2013年8月から2016年7月

「ハイフォン市製造業の技術力・経営力向上ノウハウ移転プログラム」2013年11月～2016年3月

「バリア・ブントウ省における金属関連裾野産業振興支援並びに人材育成事業」2013年12月から2016年3月

3. 調査の目的

本調査は、円借款候補案件である「職業訓練機能強化事業」の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な情報収集・整理を行うとともに、その効果発現のために必要な技術協力事業のおよその内容、実施スケジュール、規模の明確化の整理を行い、以て円借款事業及び技術協力事業の

実施の検討材料とすることを目的とする。

4. 調査の範囲

本調査は、円借款候補案件である「職業訓練機能強化事業」について「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICAの円借款及び技術協力の検討資料としての位置付け

本調査の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査や技術協力事業の検討をJICAが実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業や技術協力事業の原案として取り扱われることとなるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時ベトナム関係機関及びJICAと十分協議を行なうこと。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは異なる結論となることがある可能性に留意し、ベトナム側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業や技術協力案件として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 既存調査結果の最大限の活用

JICAは、2012年3月から2012年9月にかけて職業訓練分野の開発状況及び課題を確認するための「ベトナム国人材育成分野情報収集・確認調査」を実施し、ベトナム国内の職業訓練分野の開発実績・課題・開発政策、日系製造業を主とした人材ニーズの確認を行ない、MOLISAにも調査結果を共有している。本業務の実施にあたっては、同調査結果を最大限活用すること。

また、2013年12月から2014年1月にかけてMOLISA/GDVTとJICAベトナム事務所共同で協力準備調査での調査対象候補機関（一部除く）の調査を行っている。同様に2014年5月12日から16日にかけて、JICA本部が現状確認調査を実施し、ハノイ工業大学指導員育成機能プロジェクトの専門家の協力も得て調査対象候補機関6校の状況を確認し、データをとりまとめ中である。これらの調査結果に関しても最大限活用し、作業の効率化を図ること。なおこれらのデータは調査開始時にJICAより提供する。

ベトナム各省における産業状況に関しては、JICAが作成した「工業化戦略策定支援のための情報収集・確認調査完了報告書」及び「ベトナム国北・中・南部における成長軸形成のための情報収集・確認調査」を活用し、効率的に現状を把握すること。

(3) 調査対象機関

MOLISA/GDVT—JICA 間で合意した下記クライテリアを基に協力準備調査後に最終的な円借款支援対象機関を決定する。現時点で下記クライテリアに当てはまらない機関を除外した下記 13 校の職業訓練機関を本調査の調査対象機関とする。なお、下記 13 校以外に調査対象校の近隣に職業訓練機関がある場合、13 校の競合校になる可能性があるため、その場合は参考情報として当該近隣校の概要を調査すること。

【円借款支援対象機関選定クライテリア】

- 1) ベトナム側の要望を尊重し、かつベトナム側の戦略・政策と整合すること。(「40 校リスト」に含まれていると、尚良い。)
- 2) 対象職種は日本が得意とする「ものづくり」分野とする。このうち、機械加工、電気及び電子を対象分野とする。
- 3) 円借款支援対象機関の所在地周辺の工業化の状況を把握し、産業人材のニーズがあることが確認できること。そのために、所在地周辺の投資件数及び投資金額を確認する。投資主体は、日本企業によるものとその他の企業によるものの両方を確認対象とする。
- 4) 円借款支援対象機関が持続可能な学校運営能力を有していること。具体的には、円借款支援対象機関が対象分野のコースを既に設置しており、十分な数の教員その他スタッフ、適切な予算、機材設置のための施設スペースを有すること。また、調査対象機関の所在する地域における職業訓練機関進学適正年齢層の人口動態、周辺に同様の職業訓練コースを有する訓練機関の所在の有無も判断材料とする。

【協力準備調査対象機関】

1. Ho Chi Minh Vocational College (ホーチミン人民委員会所管、No. 2)
2. Hanoi Industrial Vocational College (ハノイ人民委員会所管、No. 5)
3. Vocational College of Technique and Technology (MOLISA 所管、No. 6)
4. Ba Ria-Vung Tau Vocational College (バリアブントウ人民委員会所管、No. 7)
6. Vietnam-German Vocational College (ビンフック省人民委員会所管、No. 8)
5. Hanoi Vocational College of High Technology (ハノイ人民委員会所管、No. 11))
7. Da Nang Vocational College (ダナン人民委員会所管、No. 14)

8. The central vocational college of Transport No. 2 (運輸省所管、No. 18)
9. Ho Chi Minh Vocational College of Technology (MOLISA 所管、No. 19)
10. Vocational College of Mechanics and Irrigation (農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development: MARD) 所管、No. 31)
11. Hanoi University of Industry (MOIT 所管)
12. Hai Phuong Vocational College (ハイフォン人民委員会所管)
13. Ha Nam Vocational College (ハナム省人民委員会所管)

※上記職業訓練機関の順及び英語名称に関しては「40校リスト」の通り。括弧内のNo.は「40校リスト」に記載されている学校の番号を示す。なお、「40校リスト」に含まれていない職業訓練機関に関しては、所在地が北の機関から並べている。

(4) 実施体制の検討

本件実施機関は主としてMOLISAを想定するものの、MARDやMOIT等、他機関所管の職業訓練機関が協力対象候補校として入っているため、協力対象校の優先順位づけや実施体制の検討において留意すること。

(5) 本邦技術活用条件 (STEP) の適用可能性

本事業は、我が国の産業の基幹である「ものづくり」分野において産業界の人材ニーズに合致した技能人材の育成強化を図るものであり、日本式職業訓練の展開を目指している。そのため、ものづくりを支える日本の優れた教育資機材活用を通じた教育訓練の質向上、及び円借款の戦略的活用の観点から、本邦技術活用条件 (STEP: Special Terms for Economic Partnership) の適用を前提とした検討を行う。そのため、日本の「職業能力開発促進法施行規則」の別表第6及び設備の細目や、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構が運営する職業能力開発大学校で導入されている機材の種類、スペックや金額等に係る実例を把握・確認の上、ベトナムと日本の職業訓練機関における機材面の差異を確認し、その結果に基づき各支援校に対する機材配置案を検討する。

(6) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の参照

本業務において円借款事業の設計・積算を行なうに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を準用する。同マニュアルは、設計・積算を行なう上での、留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本事業の特性と求められる水準に配慮しながら、設計および積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料 (設計総括表、積算総括表等) の作成を行なう。

(7) 関連技術協力等との連携

本業務で形成を行う円借款事業は、技術協力「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」を通じた国内職業訓練機関の能力強化と一体となった職業訓練機材整備等の支援である。円借款事業のF/S策定にあたっては、同技術協力プロジェクトや、職業訓練における技能評価制度構築支援のためにMOLISA/GDVTに派遣されている職業能力開発制度アドバイザー等からも情報を得ること。さらに、現在「ベトナム日本人材協力センター・ビジネス育成プロジェクト」においてベトナムの工業団地を対象に5Sや日本語教育等を含めた工業団地への出張講座のニーズ調査を行っていることから、プロジェクト専門家からの情報収集を行いつつ、必要に応じて現地日系企業が現地技術者に求める5Sをはじめとするビジネスマナーや日本語教育等の技術面以外のニーズを調査し、検討する。

6. 調査の内容

調査の内容は以下のとおりであるが、具体的な調査工程については、プロポーザルにて提案すること。なお、円滑な情報伝達、調査の進行を促すため、調査期間中は定期的実施中の技術協力プロジェクト専門家、MOLISA/GDVT担当者、JICAとの会議を実施することとする。

(1) 事業の背景と必要性の確認・検討

- 1) ベトナムにおける職業訓練機関（特に機械加工、電気及び電子分野）の現状・課題と関連政策
 - ① ベトナムにおける工業化の進展（裾野産業の育成状況含む）
 - ② ベトナム製造業界における機械加工、電気及び電子分野の職階別人材ニーズ
 - ③ ベトナム国全体の職業訓練分野（特に機械加工、電気及び電子分野）の現状・課題
 - ④ 関連政策とその現状、及び進捗状況
 - ⑤ MOLISAの職業訓練分野の予算配分、人員配置状況
 - ⑥ 全国の職業訓練機関における学生の募集・応募状況及び卒業生の就職状況
 - ⑦ 職業訓練機関経営状況
 - ⑧ ベトナム製造業界が職業訓練機関に求める教育プログラムのニーズ（注：企業在職者向け短期教育プログラムと学生向け長期教育プログラムの両方を調査対象とする）
 - ⑨ 他の援助機関の支援状況・動向

⑩ ベトナム国内における技能検定のニーズ（日系企業及び現地企業）の確認。

2) 調査対象機関（13校）の位置する各地域の経済・産業開発の動向と関連政策、各地域における職業訓練機関の現状・課題と関連政策（本項目は再委託による調査を可とする）

① 調査対象機関が位置するハノイ市、ハイフォン市、ハナム省、ダナン市、ホーチミン市、ドンナイ省、バリアブントウ省、ビンフック省の各地域における職業訓練分野（特に機械加工、電気及び電子分野）の現状・課題、及び関連政策とその動向

② 各地域において集積している産業分野、周辺の工業団地の状況、日系製造業企業の進出状況、今後の発展ポテンシャル、工業団地の建設計画、日系企業を含む企業の誘致予定

③ 調査対象機関の概要（沿革、組織体制、財務状況、経営計画、監督官庁・地方政府との関係等、機械加工、電気及び電子分野の教育訓練の状況・課題（関連機材の整備状況・維持管理方法・メンテナンス頻度、機材調達権限者の確認等を含む）、就職支援サービスの有無（卒業生の就職率、就職先把握含む））

④ 調査対象機関が所在する地域（第2キャンパス建設候補地含む）における、人口動態、特に職業訓練機関進学年齢の人口動態

⑤ 2020年までのマスタープランで想定される産業発展形態、機械加工、電気及び電子分野における人的需要予測及び入学者の確保、教員の確保などの課題

3) 事業の意義・必要性

上記1)、2)を踏まえた上で、本事業の意義と必要性について検討する。

(2) 事業目的及びスコープの検討

2. (2)で定義した円借款事業目的、及びスコープの検討を行う。

1) 円借款事業の目的（裨益者想定人数含む）

2) 円借款事業のスコープ

① 導入機材スペック、規模等の確認

日本のポリテクカレッジの機材は「職業能力開発促進法施工規則（別表大6及び設備の細目）のうち、専門課程/機械システム系生産技術科、専門課程/電気・電子システム系電気技術科及び電子技術科の則り設置されている。この機材リストを基に、GDVTの機材調達部に資機材の仕様基準等を確認のうえ、HaUIに対する過去の協力で提供した資機材、

ベトナムの現状、日系企業をはじめとする産業界のニーズに合わせて導入機材スペック及び導入台数規模の検討、確認を行う。また「ハノイ工業大学指導員養成機能強化プロジェクト」において取り組んでいる指導員養成カリキュラムと整合性を持った資機材を選定すること。

機材の内容は、円借款事業が対象とする、機械加工、電気及び電子の教育訓練に必要となる、汎用工作機械（旋盤・フライス盤）、CNC 工作機械、CAM、製図用機器（手書き製図機器、二次元 CAD、三次元 CAD）、CNC・CAD/CAM 研修の動作に必要なコンピュータ端末、工作機械に付随する測定器と手工具、この他一般的な訓練用機材、ワークショップ（実習室）及び座学スペースに据付ける設備（机、椅子、黒板等）を含む。

上述の機材については、すでに調査対象機関に据付られている機材が存在するものの、老朽化や破損している機材が存在する。このため、各協力準備調査対象機関の機材の現状をレビューしたうえで、円借款事業により新規に導入する機材の内容及び数量について検討する。同時に、協力準備調査対象機関において機材維持管理体制が整っているか確認し、必要であれば整備体制の検討を行う。なお、導入する機材に関しては、機材の初期操作指導からメンテナンス等のアフターフォロー面など一貫したサポート体制も考慮し、日系及び現地代理店等の調査・検討を行うこと。

本事業は日本モデルの職業訓練の導入を目標として実施する旨、2014年3月11日に行われた MOLISA 副大臣と JICA ベトナム事務所長の間で合意を得ている。日本モデルとは、①CUDBAS や PDCA サイクルを活用して企業ニーズにこたえるためのカリキュラム開発、②対象となる職種の高い技術レベル、③5S や安全教育等の徹底、④就業支援、⑤技能検定、を構成要素とする旨、2014年5月の現状確認調査で MOLISA-JICA 間で合意を得ている。

② コンサルティング・サービスの内容

全体事業監理、詳細設計、入札・調達補助、施工監理（施設改修・補強がスコープに含まれる場合）等、必要と考えられるコンサルティング・サービスの内容とその規模（MM）、TOR について、検討する。

（3）サイト状況調査

本円借款事業では、施設の建設は想定していない。一方、高重量または振動を発生する機材を設置する場合に、機材が設置される施設がその重量や振動に耐え得るか、構造や耐久性を調査する。また、機材の使用時に想定される電力やガス等インフラの供給有無や、機材使用による排気等の施設有無を調査する。

同様に、機材が設置される屋内及び屋外の他の建屋への影響に関しても、技術的な検討を行う。その結果、改修・補修工事が必要と判断される場合、想定される工事内容と手段を検討し、経費概算を行う。また、実際に改修・補修の必要性が確認された場合、現地企業により実施可能な業務内容か確認・検討を行う。サイト状況調査の中で調査・確認を行った後、改修・補修が必要な場合、工期及びコストの積算を行うこととする。

なお、対象校の中には、独自予算により新設予定の施設に円借款による資機材を設置予定の職訓校が存在するため、そのようなケースにおいては、建設予定の施設について上記の項目の確認を行う。

(4) 円借款事業実施体制、運営・維持管理体制の検討

1) 円借款事業実施体制

ベトナムで実施されている類似事業の実施体制、制度を把握した上で、以下を踏まえ、本円借款事業の実施に最適な実施・運営体制を提案する。

- ① 円借款事業の実施にあたりシンプルで効率的かつ円滑な実施・運営体制を検討・提案する。
- ② 円借款事業実施体制の確認 (PMU: Project Management Unit の設立等)

GDVT にはドナー事業 (借款・無償資金協力事業) を実施する PMU が存在しており、同 PMU が本事業の実施にあたり適切な機関であるか検討する。

- ③ MOLISA 及び各調査対象機関、加えてそれらの監督官庁の全体の所掌業務、組織構造、財務状況、人員体制 (法的位置づけを含む。)
- ④ MOLISA 及び各調査対象機関、加えてそれらの監督官庁の本円借款事業実施上の責任・監督・実施体制 (指揮命令系統、予算の流れ、人員体制等の枠組み。法的位置づけを含む。)
- ⑤ MOLISA 及び各調査対象機関、加えてそれらの監督官庁の本円借款事業に係る安全監理、品質監理、スケジュール監理、予算・会計監理、行政手続き、環境社会配慮に係る体制、能力、資機材調達の権限
- ⑥ MOLISA 及び各調査対象機関、加えてそれらの監督官庁の当該類似事業実施の経験

2) 運営・維持管理体制

円借款事業終了後の機材の維持・管理体制について、以下の項目を検討する。また、既に事業を実施している他の援助機関の報告書等も参照して整理する。

- ① 運営・維持管理の方式

- ② 運営・維持管理のための組織
- ③ 運営・維持管理のために必要なコストの積算及び財源の確保
- ④ 運営・維持管理のための技術を有する委託業者の確認

(5) 概略設計の実施

6. (2) 事業目的及びスコープの検討を踏まえ、円借款事業の概略設計を行う。概略設計には最低限、以下の項目を含めるものとする。

1) 導入機材及び施設の改修・補修

- ① 職業訓練機関としての品質監理、運営体制等を踏まえた上で、対応（設計）方針を整理し、設計基準を設定する。機材設置に必要な改修・補修については、ベトナム側による対応を想定するが、その実行可能性を確認する。
- ② 概略設計図
- ③ 施工計画
 - (ア) 施工監理方針
 - (イ) 施工上の留意事項
 - (ウ) 施工監理計画
 - (エ) 品質監理計画
 - (オ) 資機材等調達計画
 - (カ) 実施工程

(6) 総事業費と資金計画の検討

1) 円借款事業の概略事業費の積算

円借款事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。

- ア. 本体事業費
- イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ. 本体事業費に関する予備費
- エ. 建中金利
- オ. フロントエンドフィー
- カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- キ. その他 1（融資非適格項目）
 - a) 用地補償等
 - b) 関税・税金

c) 事業実施者の一般監理費

d) 他機関建中金利

ク. その他 2

a) 運営・維持管理費

b) 移転地整備にかかる費用

c) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

②事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を円借款事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

なお積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

2) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

ア. 資金計画 (資金調達計画、JICA 融資対象部分の支出計画)

イ. 年別資金計画

ウ. 内外貨区分

エ. 税金の扱い

オ. ベトナム側の負担部分について

(7) プロジェクト実施に当たっての留意事項

円借款事業を実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

1) 調達方法の検討

特に、円借款実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

① ベトナムにおける当該類似業務の調達事情

- ・ 職業訓練機材調達にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント (詳細設計、施工監理) の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情

② 入札手法、契約条件の設定

- ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- ③コンサルタントの選定方法
- ④施工業者の選定方針
 - ・ PQ:Pre-Qualification 条件の設定
 - ・ LCB、ICB の区分
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

2) 円借款返済時の扱いの整理

事業の収益性等により、実施機関がベトナム財務省に対して円借款の資金の返済の一部を負担することが求められる可能性があることから、他ドナーも含めた類似事業における事例について収集・分析し、円借款による事業を実施した場合の実施機関の財務状況への影響につき確認する。

(8) 運用・効果指標の検討

円借款事業を1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。本円借款事業においては、定量的指標のうち、運用指標として、①訓練を受けた技能を活かせる企業へ就職した学生の人数、②企業からの同卒業生に対する評価、③技能検定の受験者数等を想定しているが、より適切なものがあれば、検討、提案を行う。同様に、定性的指標においても、高い技能を習得した人材の育成による地域の工業化、地域における平均所得の向上等を想定しており、より適切なものがあれば検討、提案を行う。いずれの指標も、調査対象機関の状況等を踏まえて見直す。

調査においては、上記を踏まえて本円借款事業の運用・効果指標を提案し、指標基準値・目標値の設定、データ入手手段及びモニタリング手法の提案を行う。

(9) 他事業との連携の提案

円借款事業の効果的な実施の為、技術協力プロジェクト「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」のみでなく、ベトナム国内及び本事業地域における JICA による他事業（有償資金協力、技術協力プロジェクト、民間連携各事業を含む）及び他援助機関による事業との連携の可能性を提案する。

(10) 円借款事業実施スケジュールの検討

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や本事業に必要な許認可、住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

（１１）MOLISA、調査対象機関関係者の本邦招聘プログラムの準備・実施・報告

本事業においては、日本式職業訓練の展開を念頭においているため、ベトナム国側関係者に我が国の職業訓練機関等における人材育成の状況、施設、資機材の整備状況を含めた教育訓練環境を紹介し、以てSTEP案件化に資する情報提供を行うことを目的として以下の業務を行う。

- 1) MOLISA 担当者、調査対象機関関係者等を 5 日程度本邦に招聘し職業訓練校の視察等を行うプログラムを実施する。
- 2) 時期は、機材の選定に関し最適な時期をコンサルタントから提案する。
- 3) 参加予定者は 15 名程度であり、具体的な参加者は調査開始後、ベトナム側との協議により決定する。

コンサルタントは、上記招聘プログラムの企画・準備・報告を行う。具体的な業務は以下のとおりであり、機構との十分な調整の上、実施する。

【受入】

- ① 航空券の手配
- ② 査証の手配（但し、口上書の作成は JICA が実施）
- ③ 来日時・帰国時の空港送迎
- ④ 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払い
- ⑤ 保険加入手続き
- ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

【招聘プログラムの実施】

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施

【招聘プログラムの監理】

- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・自習・見学における通訳等
- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、国内交通費、日当、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）については、見積書に積算することとする。なお、見積もる際は以下の前提によること。関係省庁・実施機関参加者の日当・宿泊費については、日当は一日あたり 3,833 円、宿泊費は一泊当たり 10,000 円を上限とする。なお、会議費（会議費は、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

これらの費用は見積書の費目「一般業務費-国内ワークショップ開催費」として計上することとする。また、コンサルタント団員からの同行者の日当・宿泊日については、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月）」2.研修同行者等旅費に則り見積もり、同行者の必要 M/M については、直接人件費の国内作業分に含めること。

また、必要に応じて通訳備上を可とし、通訳備上にあたっては、本邦にて備上することとする。見積については、「一般業務費-国内ワークショップ開催費」として計上すること。

なお、手配が難しい施設の視察先については、JICA から便宜供与依頼等の支援を行う。

（12）Project Detailed Outline (PDO) の作成・提出支援

円借款事業が案件化するためには、MOLISA/GDVT その他関係機関より PDO がベトナム国計画投資省に提出され、ショートリスト化されることが必須となる。本業務内にて作成・提出支援を行うこととする。

（13）技術協力事業の内容検討

前述の通り、円借款事業の効果発現に必要な能力強化を図るために技術協力の実施を想定している。現在実施中の「ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト」及びそれ以前に実施していた協力により構築した指導員養成に関するモデルを使って、円借款事業対象の職業訓練機関の能力向上を図ることとする。ただし、円借款事業対象の職業訓練全機関に対して、技術協力を行うのは効率的ではないため、ハノイ工業大学内に構築したモデルを複数の「基幹校」に移転し、「基幹校」が円借款対象の職業訓練機関の指導員を養成する方式を採

用する。

そのため、現在実施中の技術協力プロジェクトの成果達成状況及び今後の成果達成見込みを確認したうえで、円借款による職業訓練機関の協力内容・末kジュールも踏まえ、今後のベトナムの職業訓練分野のキャパシティディベロップメントの道筋（シナリオ）を整理し、その整理に応じた技術協力の内容やスケジュール、実施体制、実施機関などを提案する。主として、現在実施中の技術協力プロジェクトの後継案件と位置付けられる事業の提案が期待されるが、必要に応じて実施中の案件のデザインやアプローチを一部変更する提案も可とする。これら、シナリオの作成にあたっては、活動中のプロジェクト専門家とも十分議論を行う。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおりとし、このうち3つを成果品とする。なお、以下に示す部数はJICAに提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途用意すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 報告書の種類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文4部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等（パワーポイント形式とする）

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文10部（簡易製本）、越文15部

3) インテリム・レポート（中間報告書）

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、対象地域の現況調査と課題の抽出、概略設計と最適案の選定等。

提出時期：現地調査開始後の2か月以内を目処

部 数：和文6部、英文10部（簡易製本）、越文15部

4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始 6 ヶ月以内を目処

部 数：和文要約 6 部、英文 10 部（簡易製本）、越文 15 部

5) ファイナル・レポート（準備調査報告書）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）調達方法、入札関連情報等が含まれる場合、一定期間報告書公開が制限されることとなるため、必要な入札関連情報については、報告書に含めるのではなく、別途資料として提出する。

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するベトナム側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文要約 10 部、英文 20 部（製本）、越文 15 部、CD-R3 部

(2) 報告書の仕様

1) ファイナル・レポート以外の報告書についての作成仕様は、A4 版ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集都市、原則として簡易製本とする。

2) ファイナル・レポートの作成仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(<http://www.jica.go.jp/announce/kitei/index.html>)

(3) 報告書作成についての留意事項

1) 各種報告書の作成に当たっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。

2) 価格・費用などを現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載すること。

3) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。

4) 英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

5) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2014年9月から業務を開始し、2015年3月までの業務を想定している。

月次	1	2	3	4	5	6
月	2014. 9	10	11	12	2015. 1	2
国内作業期間	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
現地派遣期間		■	■	■	■	■
報告書作成等	▲ IC/R	▲ 招聘	▲ IT/R		▲ DF/R	▲ F/R

IC/R: インセプション・レポート

IT/R: インテリム・レポート

DF/R: ドラフト・ファイナル・レポート

F/R: ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安合計 24.83M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。下記に記載された格付（目安）を超える提案を行なう場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/事業計画/職業訓練 2号
- ② 機材計画（機械加工） 3号
- ③ 機材計画（電気）
- ④ 機材計画（電子）
- ⑤ 教員技能訓練案/運営管理 3号
- ⑥ 施設計画
- ⑦ 調達計画/事業費積算
- ⑧ 経済・財務分析

(3) その他

コンサルタントは必要に応じ、英語-ベトナム語の通訳を現地にて備上する。

3. 相手国の便宜供与

携行機材の免税措置、カウンターパートの参加、安全に係る情報の提供、オフィススペースの提供等

4. 閲覧資料 *下記資料は、JICA 図書館等にてダウンロード可能。

- ベトナム国人材育成分野 情報収集・確認調査完了報告書
全文 (<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000012470>)
要約 (<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000012469>)
- 工業化戦略策定支援のための情報収集・確認調査完了報告書
全文 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010420.html>)
- ベトナム国北・中・南部における成長軸形成のための情報収集・確認調査完了報告書
全文 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010835.html>)
- ハノイ工科短期大学機械技術者養成計画終了時評価調査団報告書
全文 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164987.html>)
- ハノイ工業大学指導員育成機能強化プロジェクト案件概要
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/FDC8F0171E06579049257B250079E3CE?OpenDocument>)

5. 配布資料

- ミニッツ (2014年5月の現状確認調査結果に基づき、2014年7月署名：本協力準備調査の実施について合意したもの)

6. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に業務の一部を再委託して実施することを認める。また、この他の業務についても、再委託により実施することが効果・効率的である場合は、プロポーザルにて提案すること。

- 調査対象機関の現況に係る情報収集

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価

格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、在ベトナム日本大使館及び JICA ベトナム事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、在ベトナム日本大使館及び JICA ベトナム事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上